

令和5年12月定例会 企画財政委員会の概要

日時 令和5年12月18日（月） 開会 午前10時 1分
閉会 午前11時59分

場所 第1委員会室

出席委員 関根信明委員長

千葉達也副委員長

尾花瑛仁委員、藤井健志委員、細田善則委員、新井一徳委員、梅澤佳一委員、
田村琢実委員、細川威委員、白根大輔委員、蒲生徳明委員、金野桃子委員

欠席委員 なし

説明者 中山貴洋企画財政部長、堀口幸生行政・デジタル改革局長、

都丸久政策・財務局長、仲山良二地域経営局長、

中村克参事兼地域政策課長、若松孝治企画総務課長、

鈴木健一計画調整課長、関根章雄財政課長、三橋亨行政・デジタル改革課長、

横溝隆夫デジタル政策幹、橋口純子情報システム戦略課長、

梶一之市町村課長、小山省吾土地水政策課長、近藤光交通政策課長

廣川達郎会計管理者、岡精一出納総務課長、渡邊真奈美会計管理課長

西村朗監査事務局長、新井裕之監査事務局副事務局長兼監査第一課長、
森田克枝監査第二課長

柳川貴規共助社会づくり課副課長

山田操都市計画課副課長

会議に付した事件並びに審査結果

1 議案

議案番号	件名	結果
第121号	令和5年度埼玉県一般会計補正予算（第3号）	原案可決
第125号	知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
第130号	当せん金付証票の発売について	原案可決
第141号	令和5年度埼玉県一般会計補正予算（第4号）	原案可決
第147号	令和5年度埼玉県一般会計補正予算（第5号）	原案可決

2 請願

なし

【付託議案に対する質疑】

尾花委員

- 1 第125号議案について、市町村側の課題や意向の確認手続はどのように行っているのか。
- 2 県の自治事務を移譲した場合は、大臣の指示がなくても知事が是正要求を行えるが、これまで移譲した事務のその後の状況について把握しているのか。
- 3 第141号議案について、令和4年度の実質収支が約408億円だが、今回の繰越金の補正では、事業の財源分のみで歳入計上となっている。実質的に繰越金がどの程度残るのか。また、繰越金の今後の活用方針はどうか。
- 4 第147号議案について、国の交付金の名称が変更され、単独分と旧重点分は令和6年度への繰越しができなくなったが、全て使い切るのか。
- 5 今回の重点支援地方交付金の充当可能範囲と、枠のうち計上している額について伺う。
- 6 今後、原油価格と物価高騰対策に充当可能な財源はどの程度あるのか。
- 7 地域公共交通運行継続支援事業費の補助台数と補助単価はどうか。

参事兼地域政策課長

- 1 年度当初に市町村向けに説明会を開催して、移譲対象事務の概要や権限移譲に関する手続について、丁寧に説明をしている。また、7月から8月にかけて、全市町村と個別に、権限移譲に関する意見交換を実施し、市町村からの意見や要望を聞くとともに、課題の把握に努めている。また、翌年度以降の事務の受入れに係る市町村の意向も確認をしている。その後、10月には権限移譲について文書による協議を行い、移譲を行う市町村長の同意を得ている状況である。
- 2 毎年度実施している市町村との個別の意見交換において、事務処理の状況、要望、課題などについて把握している。移譲した事務の処理内容については、事務担当課においても個別には把握をしていないと思われるが、法令違反が疑われる場合などについては当然に、事務処理の内容を確認しているものと認識している。権限移譲により市町村が処理することとなった事務については、移譲を受けた市町村が自らの責任において適切に事務処理を行っているものであり、現時点において、本県内において法令に違反している例はないものと認識している。

財政課長

- 3 令和5年12月定例会で提案している三つの補正予算の議決を頂いた後の繰越金の残りは、約383億円となる。ただし、この383億円の中には、過去に受け入れた国庫補助金のうち、決算確定に伴い、国へ返還する必要がある金額が現時点の見込みで153億円程度含まれており、これを控除した実質的な残高は約230億円である。今後の活用については、今後の事情変更に対応する補正予算の財源として活用を見込むほか、地方財政法で定められている基金への積立て、あるいは繰上償還の財源に活用することを想定している。
- 4 予算に未計上の額は、単独分は現時点で約6億円、旧重点交付金は今回の増減処理の結果、0円となる。
- 5 内閣府の通知によると、今回の交付金の充当可能な範囲は、エネルギー食料品価格等

の物価高騰の影響を受けた生活者や事業者の支援を主たる目的とする事業であって、交付金による支援の効果が当該生活者等に直接的に及ぶ事業である。具体的には推奨メニューとして、事業の例が示されている。配分額は、約112億円で今回の補正予算案において、全額を予算計上している。

- 6 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金のうち地方単独事業分の残高約6億円、新型コロナウイルス感染症対策推進基金の残高約53億円、財源調整のための基金の残高が、交付税の精算措置分及び退職手当分を除き、約219億円、繰越金の残高が約230億円あり、これらを合計すると約510億円である。

交通政策課長

- 7 補助台数は、令和5年5月臨時会の補正予算と同様で、県内に事業所がある乗合バス事業者の2,400台及びタクシー事業者の6,600台である。補助単価であるが、前提として令和5年5月臨時会の補正予算では、燃料費高騰が続く中、乗合バスやタクシーを運行する地域交通事業者が大変厳しい経営環境に置かれている一方で、運賃が認可制で直ちに価格転嫁することが難しいことから、運行継続するための緊急的措置として、乗合バス事業者、タクシー事業者共に4月から9月までの期間を想定した6か月分の燃料費高騰相当額を支給したところである。現在においてもその影響が続いていることから、県内事業者の運賃改定の状況を踏まえて、燃料費高騰の影響を追加で支援することにした。乗合バスについては、運賃改定を予定していた県内事業者は12月までに完了予定であることを踏まえて、10月から12月分を想定した3か月分、タクシーについては、全ての県内事業者が11月に運賃改定を完了したことを踏まえて10月から11月分を想定した2か月分の燃料費高騰相当額を追加的に給付することとした。これにより、乗合バスが1台当たり40,000円、タクシーは1台当たり5,000円の追加支援を実施するものである。

尾花委員

移譲対象事務の中には、地域の実情に応じて市町村の裁量が拡大する事務と事実上その事務処理自体が市町村に移譲されるだけに近い事務があるが、後者については、DXが進展した場合、県が行った方が効率的なケースも出てくるのではないかと。県が推奨している移譲対象事務をどのように整理しているのか。

参事兼地域政策課長

DXが進展すれば、紙を前提とした従来の手続きが大きく変わっていくことになる。その場合、手続きの在り方に加えて、市町村における受付事務や、申請状況データの取りまとめなど、手続きに対する行政の考え方、捉え方も大きく変わっていくものと認識している。現在、申請の届出受理などの移譲対象事務のオンライン化の検討状況などについて、整理をしている。DXが進展した場合、全県的なシステムを利用した方が効率的と考えられるような事務にはどのようなものがあるのか、また、ほかの法令に基づく事務処理と一体的に処理することにより、効果的な事務処理となるものなど引き続き市町村にあった方が効率的と考えられる事務はどのようなものがあるのかなど事務担当課と協議を進め、移譲対象事務を整理していく。

金野委員

- 1 第125号議案について、処理する市町村が拡大する事務等が9事務拡大されるが、

全ての市町村に権限が移譲された事務もある一方、市町村へほとんど移譲されていない事務もある。今後、県は全ての移譲可能な事務について積極的に移譲を進める考えなのか、特に移譲を進めたいものとそうではないものの差をどのように考えているのか。また、目標年度や目標市町村数を定めているのか。今後の権限移譲をどのように進めていくのか。

- 2 当せん金付証券の発売について、発売額を420億円の範囲内とするとのことだが、それぞれの発売額と当せん金の割合はどうか。
- 3 地域公共交通運行継続支援金について、前回の実績及び今回の算定根拠はどうか。

参事兼地域政策課長

- 1 市町村への権限移譲については、市町村の意欲に応えられるように、幅広く移譲対象事務を用意し、丁寧にその内容などを説明している。市町村からの意向が前提となるが、可能な限り権限移譲を進めていきたい。現時点では、多くの市町村で受入れが進む事務や、効果的と評価された事務を中心に権限移譲を進めていきたいと考えており、それら事務を重点移譲対象事務として定めている。年度目標は特に定めていないが、移譲する事務ごとに移譲の目安となる市町村の規模については定めている。今後の権限移譲については、重点移譲対象事務を中心として、市町村に対し、きめ細かな支援を行いながら、積極的に進めていく。

財政課長

- 2 来年度、発売を見込んでいる金額は、全国自治宝くじで352億円、関東中部東北自治宝くじで30億円を見込んでいる。このうち、実際に売れた額の約47%が当せん金として当選者に支払われることになるが、金額は全国自治宝くじで約149億円、関東中部東北自治宝くじで10億円を見込んでいる。

交通政策課長

- 3 令和5年5月臨時会の補正予算による運行継続支援金については、6月23日から11月30日まで申請を受け付けた。申請率は、バス事業者が100%、法人タクシーが99%、個人タクシーが88%であった。最大限活用いただけるよう周知に努めた結果、制度を活用する意思がある事業者には、基本的に全て活用していただいたものと認識している。令和5年5月臨時会の補正予算による運行継続支援金で4月から9月までの期間を想定した6か月分の相当額を給付したため、バスについては12月末に運賃改定が完了予定であることから3か月分、タクシーについては運賃改定が11月中旬に完了したことから2か月分、それぞれ追加的な措置を行う。

金野委員

- 1 重点移譲対象事務や移譲の目安となる市町村の規模は公開されているのか。また、移譲事務については、どのように見直しを進めているのか。
- 2 約47%が当せん金として当選者に支払われるとのことだが、当選しても受け取らなかった例も多いとも聞いている。受け取らなかった額と、その取扱いはどうか。
- 3 個人タクシーの申請率が88%とのことだが、申請率の改善に向けての課題は何か。今後どのように100%を目指していくのか。

参事兼地域政策課長

- 1 重点移譲対象事務は、屋外広告物の許可等や浄化槽設置の届出受理など現時点で17事務を想定している。移譲の方針や移譲の目安となる市町村の規模については、県のホームページなどに掲載している。現在の移譲方針は令和2年3月に策定し、令和2年度から適用している。今後も必要に応じて見直しなどを進めていく。

財政課長

- 2 本県の宝くじの時効金は、令和4年度実績で約5億8,000万円である。時効金については、通常の宝くじ収益と同様に、各事業に充当ができることになっている。

交通政策課長

- 3 審査の募集開始時に周知を行うとともに、締切り前にも関係団体の協力を得て、未申請の事業者個別に連絡するなど、最大限活用いただけるよう取り組んだところである。申請がなかった事業者のうち、本県で連絡先を把握している全ての事業者に対して電話による意向の確認を行ったことから、活用の意思があったにもかかわらず申請できてない事業者は極めて少ないと考えている。補正予算の議決を頂いた後は、更に徹底して活用いただくよう取り組んでいく。

細田委員

- 1 第130号議案について、宝くじの1人当たりの購入価格が好調な都道府県と低調な都道府県の差をどのように分析しているのか。
- 2 ネット購入の場合には、登録した都道府県に収益金が配分されるが、ネット販売の売上げの比率と金額はどれほどなのか。
- 3 宝くじ協会の分析によると、全国的な傾向として20代、30代の方があまり宝くじを購入しないという傾向にある。その中で、人気アニメワンピースのスクラッチが販売されており、著作権等の経費が生じていると思うが、若者などへの販売実績の向上や売上げへの貢献はあったのか。

財政課長

- 1 令和4年度実績では、沖縄県が1番多くて1人当たりの購入額が9,990円、本県はさいたま市も含めると5,788円で41番目である。同じ都市部でも東京は7,512円、大阪は7,492円であるので特に都市部と地方での明確な違いはない。引き続き、分析を行う。
- 2 全国のネット販売については、令和4年度の実績で26.7%である。額については、実際の収益額に乗じた額となる。
- 3 企画については、全国自治宝くじ事務協議会が直接事務を行っており、若者の購入データは把握していない。著作権などで経費が上乗せされることは考えられるため、必要に応じて、定期的に関催される会議で全国自治宝くじ事務協議会へ問題意識を伝えていく。

細田委員

東京都の宝くじの1人当たりの購入価格は7,500円程度ということだが、埼玉県民が東京都で購入している傾向があるのではないかと。県内で購入していただける取組を進めるようお願いする。また、ネット販売が約26%ということであるが、東京都で宝くじを購入している埼玉県民がネット購入に移行すれば本県の収益になるため、ネット購入の比

率を高めていくことは本県にとってプラスになると思う。ネット購入の比率を高める取組を進めてもらいたい。また、もし投資効率が高いのであれば、全ての販売をワンピースなどのコンテンツと組合せて取り組むことを協議会に提案してもらいたい。(意見)

細川委員

- 1 第130号議案について、当せん金付証券法第4条第2項に、当せん金付証券の発売により調達する資金を財源とする公共事業等の計画を記載した申請書を総務大臣に提出しなければならないとあるが、既に計画書案等があれば、概要や方針はどのようなものか。
- 2 第147号議案について、令和5年5月臨時会の補正予算による同様の支援では地域鉄道である秩父鉄道も補助金の対象となっていたが、今回対象としていない理由は何か。

財政課長

- 1 法律上、計画については12月末までに提出することになっている。この議案の議決を頂ければ、直ちに提出する予定で準備を進めている。内容については、現在調整中であるが、個別の各事業名と簡単な概要を記載している。

交通政策課長

- 2 令和5年5月臨時会の補正予算では、県内地域鉄道である秩父鉄道に対して、特別高圧電力の高騰を踏まえた支援を行ったところである。特別高圧電力については、令和5年1月から2月をピークに値下がりしており、直近の令和5年10月の単価は高騰前の平均単価とほぼ変わらない水準まで低下していることから、県内地域鉄道に対する電気料金高騰の追加支援は不要であると判断した。

細川委員

当せん金付証券の発売により調達する資金を財源とする公共事業等の計画について、法律上は公共事業等と記載されているが、どの分野の事業が中心になるのか。

財政課長

法律上は公共事業等という記載になっているが、総務省令で定められている充当事業は、例えば高齢化少子化に対応するための事業や芸術文化振興事業など11分野の事業が列挙されている。

蒲生委員

- 1 物価高騰対策に対する今回の交付金の配分額について、どのように評価しているのか。
- 2 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金と物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の違いは何か。

財政課長

- 1 今回の交付金の配分額は約112億円であった。この配分を踏まえながら今回の支援に必要な補正を編成したが、僅かに不足したため、一部については、旧交付金新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した。配分額としては僅かに満たない部分はあったが、基本的に必要な額の配分があったと考えている。ただし、本県が廃止を要望してきた財政力補正については、引き続き行われているため、十分とは言えない

かもしれないが、埼玉県としても要望した交付金が、国に早急に措置をしていただいたということでは、一定の評価ができるものと考えている。

- 2 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金は、新型コロナウイルス感染症の拡大を受けて創設されたものであり、地方単独事業分、協力要請推進枠交付金、検査促進枠交付金などの推奨事業メニューがある。その中の一つに、今回補正をお願いしている電力ガス食料品等価格高騰重点支援地方交付金がある。これは、コロナ禍における、物価高騰の影響を受けた生活者や事業者に対する支援であり、新型コロナウイルス感染症との関係が必要要件とされている。一方、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金は、生活者や事業者に対する支援という点は変わらないが、取り組む事業については新型コロナウイルス感染症との関係は要件としない点が異なる。それ以外の推奨事業メニューの内容や、交付限度額の算定方法については、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金と同様である。

白根委員

第147号議案について、運賃改定の状況を踏まえて補助単価を算定したとの答弁があった。バス運転士の賃金がなかなか改善されないという問題があるが、運賃改定には、燃料高騰のほか、バス運転士の賃金改善も考慮されているのか。

交通政策課長

運賃改定については、バス、タクシー共に認可制である。事業者からの運賃改定の申請の時点で、適正な原価利潤等を含めて審査が行われる。原価については、その時点での人件費だけでなく、待遇改善を目指しての将来の人件費も考慮される仕組みになっている。待遇改善も含めた人材不足対策については、各事業者でも努力されていると思うが、今回の燃料費高騰支援によって、人材不足対策に注力するための財政的な余力が生じることも期待している。

白根委員

今回は、燃料費高騰があったことから運賃改定ができたが、待遇改善のための運賃改定をすることは難しいのではないかと。

交通政策課長

新型コロナウイルス感染症や燃料費高騰の影響で、バス事業者やタクシー事業者が大変厳しい経営環境におかれていることから、実際に料金改定の審査をしている関東運輸局では、経営状況の改善を念頭に柔軟に対応している。待遇改善のための給与水準の引き上げは、従来、同業他社の平均までしか認められなかったが、県内の全ての事業者の平均給与までは引き上げが可能となったことで、引き上げ幅が大きくなっており、今後は待遇改善のための運賃改定について、関東運輸局が対応していくことも期待できるのではないかと考えている。日頃から行っている関東運輸局との情報交換の中で、各事業者の事情についても意見交換をしていく。

藤井委員

第141号議案について、18億円の給与費の補正の財源が繰越金に計上されている。地方交付税は当初予算において、基準財政需要額等で算定されているが、昨今の物価高騰や人件費の反映のように年度途中で反映させていかなければいけない場合には、これに特

化した国の財政的な措置があるべきと考えるが、国の措置はあるのか。

財政課長

今回のように国の補正があったときに、国庫補助事業の裏負担や給与費増額などで地方負担額が増えることがある。基本的には、当初の交付税の算定の際に、基準財政需要額を算定するが、その中に追加財政需要額があらかじめ含まれており、このような国の補正があった場合に、追加で必要となる地方負担額については、当初で算定している追加財政需要額で対応するという取扱いがなされることが多い。ただし、今回の補正については、総務省の通知によると、給与費の増額相当分についての詳細の額は不明であるが、国の方で交付税の増額分として一部を見ているとのことである。

藤井委員

- 1 当初に見込んでいた追加財政需要額と今回は特別な措置で、不足は生じていないのか。
- 2 物価高騰や人件費の反映は今後も生じると思うが、物価高騰や人件費の上昇に特化した補正措置の仕組みが今後必要ではないのか。

財政課長

- 1 今回の補正で増額になる交付税が約144億円であり、この中の一部が給与費となる。給与費の補正が18億であることから、不足は生じていないと考えている。
- 2 基本的には当初の交付税に含まれている追加財政需要額で対応することが原則となると推測するが、それでは対応できないような地方負担が生じるような場合には、国に対して地方財政措置をするように訴えていく必要があると考える。

【付託議案に対する討論】

なし
